

(3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

不確実性の高い社会を豊かな知識基盤を活用することで乗り切るため、今後、全ての大学が同一のあるべき姿を目指すのではなく、個々の強みを伸ばし、各大学にふさわしいミッションを明確化することで、多様な大学群の形成を目指す。これにより、人々は大学が提供する教育研究の内容や環境などの付加価値そのもので大学を選択することが可能となり、大学が、多様な価値観に基づく個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、時代の変化や組織・個人のニーズに合わせて人材が自由に流動することで、大学発の新たな社会変革を次々と起こしていく。同時に、多様化する大学の中で、世界と伍する研究大学のより一層の成長が促進され、卓越した研究力の強化の実現を目指す。

このため、特に国立大学については、その独自性とポテンシャルをより発揮できる環境を実現するため、運営費交付金を配分する国との関係を中心に置いたガバナンスから、国だけでなく、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする多くのステークホルダーに対する説明と結果責任を果たすようなガバナンスへと大胆に転換し、大学が国のパートナーとして自らの裁量を拡大し、社会と常に対話を行う環境を実現する。これにより、国や地域の知の基盤としての高度な教育研究のみならず、自らが持つ知的資産を最大限に活用した新たな価値創造サービスを担うなどの機能の拡張を図る。

その際、世界と伍する研究大学と地方創生のハブになる大学¹⁵⁹では、そのミッションの違いから、関係するステークホルダーや財政構造、国との関係や最適な経営システムも必然的に相違している。特に前者では、強靱なガバナンス体制を実現するための大胆な大学改革が行われ、世界レベルの研究環境や給与水準を実現するための民間資金の大幅な拡大、新たに創設する大学ファンドによる支援、大学の自主的な基金の充実などによって、堅固な財政基盤の形成を図る。

他方、地方創生のハブを担うべき大学では、地域産業を支える社会人の受入れの拡大、最新の知識・技術の活用や異分野との人材のマッチングによるイノベーションの創出、地域産業における生産性向上の支援、若手研究者が経験を積むことができるポストの確保・環境整備といった取組を進め、これにより、地域や企業から投資を呼び込み、地域と大学の発展につなげるエコシステムの形成を図る。また、複数の国公私立大学や研究所で連携するような活動を進める。

国立研究開発法人については、それぞれのミッション・特性に応じてその責務を果たすとともに、外部機関との積極的な連携・協力により、民間資金や寄附金なども含め多様な財源を確保し、財政基盤を強化しつつ、研究開発成果の最大化を着実に実施する。

【目標】

- ・ 多様で個性的な大学群が、個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、卓越した研究力を含めた知識基盤が、新たな社会変革を牽引する。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約7割増加（再掲）
- ・ 国立大学法人の寄附金収入増加率：2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加

¹⁵⁹ 人口減少や雇用創出、デジタル人材の育成など地方の課題解決をリードする大学。

【現状データ】（参考指標）

- ・ 国立大学法人の2007年～2021年度の寄附金収入増加率の年平均：3.1%
- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：1,069億円（2021年度）
- ・ 主要大学における2005年度～2021年度の経常支出の成長率（病院経費除く）：東京大学（1.5%）、京都大学（1.8%）、大阪大学（2.1%）、東北大学（1.4%）、参考：スタンフォード大学（5.8%）

① 国立大学法人の真の経営体への転換

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○第4期中期目標期間に向けて、規制による事前管理型から、事後チェック型を基本思想とし、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な組織として真の経営体へ転換すべく、中期目標の在り方の見直しを行う。また、国による法人評価について、毎年度の年度評価を廃止し、原則として6年間を通じた業務実績を評価するよう制度の見直しを行う。あわせて、各国立大学法人が公表する「国立大学法人ガバナンス・コード¹⁶⁰」への適合状況等の報告について確認を行い、各国立大学法人が大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすようにする。 【文】</p>	<p>・2022年2月に有識者会議を開催し、「国立大学法人ガバナンス・コード」について、2021年の法改正を踏まえた見直しについて議論し、2022年4月にガバナンスコードを改訂。その後、改訂内容を踏まえ、各国立大学法人における適合状況等の確認を実施。</p>	<p>・引き続き、各国立大学法人における適合状況等の確認を実施するとともに、制度改正等に合わせて適宜ガバナンス・コードの見直しを図る。 【文】</p>

② 戦略的経営を支援する規制緩和

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。 【文】</p>	<p>・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理等を踏まえ、検討しているところ。</p>	<p>・引き続き、世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議の制度改正に向けた論点整理や教育未来創造会議における外国人留学生の受入れ方策に関する議論を踏まえ、検討を実施。 【文】</p>
<p>○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する。 【科技、文】</p>	<p>・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、改正後の寄附制度の活用状況を把握。国立大学法人においては、2023年1月時点で、修学支援事業についてはほぼ全ての法人、研究等支援事業については約6割の法人において制度が適用されている。</p>	<p>・引き続き、改正内容の周知・広報によって制度の活用を促すとともに、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。 【科技、文】</p>
<p>○第4期中期目標期間に向けて、多様なステークホルダーの目線からも理解しやすいよう国立大学法人会計基準を見直すとともに、国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を戦略的に積み立てる仕組みの創設や、次期中期目標期間に繰り越しができるよう目的積立金の見直しを行う。 【文】</p>	<p>・大学ファンドに関する国立大学法人法の改正等に関連して、会計基準改訂の必要性について検討している。</p>	<p>・大学ファンドに関する国立大学法人法の改正等に対応する会計基準の改訂の検討を引き続き実施。 【文】</p>

¹⁶⁰ 国立大学法人が経営の透明性を高め、教育・研究・社会貢献機能を強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくために、自らの経営を律しつつ、その機能を更なる高みへと進めるための基本原則となる規範。

<p>○第4期中期目標期間に向けて、国立大学による債券発行の対象事業及び償還期間の更なる拡大・延長や償還財源の多様化、公的研究費の間接経費の用途の柔軟化（中長期積立・設備更新への活用等）に向けた検討を進めるなど、安定的な財務運営を可能とする。 【科技、文】</p>	<p>・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理等を踏まえ、検討しているところ。</p>	<p>・引き続き、世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議の制度改正に向けた論点整理、国際卓越研究大学の選定プロセスにおけるアドバイザリーボードでの議論や大学からの提案を踏まえ、検討を実施。 【文】</p>
<p>○大学関係者、産業界及び政府による「大学支援フォーラムPEAKS」において、大学における経営課題や解決策等について具体的に議論し、イノベーションの創出につながる好事例の水平展開、規制緩和等の検討、大学経営層の育成を進めるとともに、政府は現場からの規制緩和等の提案について迅速に検討し、必要な政策を実行する。 【科技、文、経】</p>	<p>・「大学支援フォーラムPEAKS」において、大学の知のアセットの収益化方策に係る多様な成長モデルの構築を目指す日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を2022年度から開始。また、当該実証事業に関わる外部有識者から構成される日本型大学成長モデルアドバイザリーワーキング・グループを新たに設置し、大学における経営課題や解決策等について具体的に議論するとともに、大学経営人材の確保と育成を実施。</p>	<p>・日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を通じて構築した日本型大学成長モデルを、PEAKS全体会合等を通じて参画大学に共有し、水平展開を図る。 【科技、文、経】</p>

③ 10兆円規模の大学ファンドの創設

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、イノベーション・エコシステムの中核となるべき大学が、社会ニーズに合った人材の輩出、世界レベルの研究成果の創出、社会変革を先導する大学発スタートアップの創出といった役割をより一層果たしていくため、これまでにない手法により世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資を実行する。具体的には、10兆円規模のファンドを早期に実現し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等を長期かつ安定的に支援することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築する¹⁶¹。本ファンドへの参画にあたっては、自律した経営、責任あるガバナンスなど、大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求めるとともに、関連する既存事業の見直しを図る。また、将来的には参画大学が自らの資金で基金を運用することを目指す観点から、外部資金獲得増加や、その一部を基金へ積み立てる等の仕組みを導入する。 【科技、文】</p>	<p>・世界と伍する研究大学の在り方について、2022年2月に最終まとめがCSTI本会議で決定。「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が第208回国会で成立。国際卓越研究大学法に基づき、制度の意義・目標・認定等の基本的な事項を定める基本方針を2022年11月に決定し、同年12月から2023年3月まで、国際卓越研究大学の公募を行い、10大学からの申請を受け付けた。</p> <p>・国際卓越研究大学の選定スケジュールを踏まえ、国立大学法人法改正法案の検討を実施。</p> <p>・2022年3月から大学ファンドの運用を開始し、2023年3月までに運用元本は10兆円規模に到達した。</p> <p>・JSTにおいて長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に大学ファンドを運用している。</p>	<p>・世界水準の研究環境、若手研究者の活躍の実現のため、産業界等から大学への資金投入拡大も含めた事業・財務戦略、マネジメント体制の確立などの大学の確かな変革が実現されるよう、2024年度以降の支援開始に向けて、段階的に支援対象大学候補を選定する。なお、支援対象となる国際卓越研究大学の選定は、これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思（ビジョン）とコミットメントの提示に基づき実施する。 【科技、文】</p> <p>・国際卓越研究大学の選定スケジュールを踏まえ、今後、国立大学法人法改正法案を速やかに提出する予定。 【文】</p> <p>・リスク管理を徹底するなど、JSTにおいて引き続き適切に大学ファンドを運用する。 【科技、文】</p>

¹⁶¹ 世界の主要大学のファンドは、ハーバード大（約4.5兆円）、イェール大（約3.3兆円）、スタンフォード大（約3.1兆円）など米国大学合計（約65兆円）。その他、ケンブリッジ大（約1.0兆円）、オックスフォード大（約8,200億円）。

※各大学は2019年数値、米国大学合計は2017年数値（いずれも最新値）

④ 大学の基盤を支える公的資金とガバナンスの多様化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○2021 年度における国立大学法人運営費交付金の配分について、研究や教育等の成果指標に基づく配分についてその規模を拡大し、よりメリハリのある配分とする。また、第4期中期目標期間に向けて、ワールドクラスの研究大学や地方創生のハブとなる大学といった大学ごとのミッションも踏まえつつ、共通の成果指標について e-CSTI 等も活用し更に客観的・定量的なものとなるよう厳選して見直すなど、新たな国立大学法人運営費交付金の配分ルールを導入して、毎年度評価しメリハリある配分を実施する。【文】</p>	<p>・第4期中期目標期間開始にあたり、国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」において評価を行うグループ分けを大学の規模や組織体制の観点から見直すことにより、より公正な競争環境を整備するとともに、アウトカム重視の指標への見直しを実施。</p>	<p>・第4期中期目標期間において、引き続き、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を活用して、毎年度評価しメリハリある配分を着実に実施。【文】</p>
<p>○国立大学について、戦略的経営を実現する学長の選考方法や執行をチェックする仕組み、非国家公務員型の給与体系による世界トップクラスの研究者を招へいできる給与・評価制度の導入、学生定員や授業料の自律的な管理・決定、戦略的経営を促す新たな財務・会計システム、固有の国の管理・評価の仕組みの導入など、ワールドクラスの研究大学を実現するための新たな法的枠組みを2021年度中に検討し、結論を得る。【科技、文】</p>	<p>・国際卓越研究大学法に基づき、制度の意義・目標・認定等の基本的な事項を定める基本方針を2022年11月に決定し、同年12月に国際卓越研究大学の公募を行った。(再掲)・国際卓越研究大学の選定スケジュールを踏まえ、国立大学法人法改正法案の検討を実施。</p>	<p>・世界水準の研究環境、若手研究者の活躍の実現のため、産業界等から大学への資金投入拡大も含めた事業・財務戦略、マネジメント体制の確立などの大学の確かな変革が実現されるよう、2024年度以降の支援開始に向けて、2023年度以降、段階的に支援対象大学候補を選定する。なお、支援対象となる国際卓越研究大学の選定は、これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき実施する。【科技、文】</p> <p>・国際卓越研究大学の選定スケジュールを踏まえ、今後、国立大学法人法改正法案を速やかに提出する予定。【文】</p>
<p>○国立大学法人の戦略的経営を支える上で欠かせない職員について、高度な専門スキルや能力に応じた専門職を配置するなど、公務員準拠や年功序列によらない給与制度を導入するため、国は、国立大学法人職員の給与水準の検証の在り方について検討する。また、国立大学法人は、こうした経営を支える職員のキャリア形成や専門性の強化等を進める上で、他大学のみならず、国や企業等との対等な人事交流や大学マネジメントのデジタル化を積極的に進める。【科技、文】</p>	<p>・基本計画における「国は、国立大学法人職員の給与水準の検証の在り方について検討する」に対しては、2021年6月に実施した、各国立大学法人の事務・技術職員の給与水準(2020年度)の妥当性の検証・公表に際して、文部科学大臣の検証結果の記載の在り方を従来のものから抜本的に見直した。</p> <p>・2022年度より開始している第4期中期目標期間の中期目標大綱にデジタル・キャンパスの推進を記載し、全ての国立大学法人において、デジタル・キャンパスの推進に関する中期目標を設定。</p>	<p>—</p>
<p>○国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す。以下同じ。)の施設については、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモンズ¹⁶²」の実現を目指す。こうした視点も盛り込</p>	<p>・「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」(2021年3月31日 文部科学大臣決定)に基づき、2021年度から、各国立大学法人等が実施する「イノベーション・コモンズ」の実現に向けた施設整備を着実に推進中。</p> <p>・2021年10月に設置した「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査</p>	<p>・国立大学法人等が、地域、産業界等多様なステークホルダーと共に、共創拠点(イノベーション・コモンズ)化を推進するため、成長分野への対応、グローバル化への対応等の視点も活かしつつ、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、教育研究活動等のソフトと施設整備のハードが一体となった</p>

¹⁶² イノベーション・コモンズとは、教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレイヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパスのこと。

<p>んで国が国立大学法人等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。【文】</p>	<p>研究協力者会議」において、共創活動を支えるキャンパス・施設整備の事例や、取組のポイント、推進方策等を取りまとめ、2022年10月に公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年12月から、同会議において、成長分野への対応、グローバル化への対応等について、考え方や取組のポイント、推進方策等を検討中。 ・また、大学等における施設整備の企画段階への支援事業として、2件採択し、2023年3月まで実施。 	<p>支援を行うとともに、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を行う。【文】</p>
<p>○私立大学については、建学の精神及び私学の特色を生かした質の高い教育研究等に取り組むことができるよう、私学助成等について、国は一層のメリハリのある配分を行う。【文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学等経常費補助金において、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進。また、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援（2022年度予算）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、私立大学等経常費補助金において、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進。また、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。【文】
<p>○大学の投資対象としての価値向上や学内リソースの効果的な配分のため、大学が持つ研究シーズや人材などのリソースを可視化する大学IR（Institutional Research）システムの導入を、「大学支援フォーラムPEAKS」等の活動を通じて推進し、企業のニーズとのマッチングや戦略的な大学経営基盤の構築を進める。【科技、文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学支援フォーラムPEAKS」において、大学IRの活用も含めた、大学の知のアセットの収益化方策に係る多様な成長モデルの構築を目指す日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を2022年度から開始し、戦略的な大学経営基盤の構築に向けた取組を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を通じて構築した日本型大学成長モデルを、PEAKS全体会合等を通じて参画大学に共有し、水平展開を図る。【科技】
<p>○大学の研究力強化を図るため、2021年度から、文部科学省における組織・体制の見直し・強化を進め、第6期基本計画期間中を通じて、国公私立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策を戦略的かつ総合的に推進する。【文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化するために策定した「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」について、更なる支援の拡充に向けた「量的拡大」と、目指すべき大学像の明確化や各府省の事業間の連携強化など「質的な拡充」を図るべく、2023年2月に改定を実施。 ・2020年度から開始した「共創の場形成支援プログラム」において、2022年度には、新たに21拠点の採択を行うなど、支援を拡充（2021年度採択：17拠点、2022年度採択：21拠点）。 ・地域中核・特色ある研究大学が、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、研究活動の国際展開や社会実装の加速に必要な環境構築の取組を支援するための基金（「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」）等を新たに創設。 ・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の一環として、共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金を拡充し、新たに「学際領域展開ハブ形成プログラム」を創設。 ・科学技術・学術審議会の下に置かれた大学研究力強化委員会を2022年度に計7回開催し、「多様な研究大学群の 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年2月に改定された地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージを着実に推進することで、多様な大学が、戦略的な経営の展開を通じて自身の強みや特色を發揮し、研究力向上や人材育成等により新たな価値を創出するとともに、社会との協働により人文・社会科学も含めたあらゆる知見を総合的に活用し、成長の駆動力としてグローバル課題の解決や社会変革を牽引することを促す。【科技】 ・新たに創設した「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等の円滑な実施を通じ、強みや特色を伸ばす大学の戦略的経営を後押しする。【文】 ・「共創の場形成支援プログラム」において、産学官連携拠点の形成や連携推進、地域の課題解決に貢献する大学への支援を強化する。【文】 ・「学際領域展開ハブ形成プログラム」の公募・採択を行い、共同利用・共同研究拠点等がハブとなって行う、従来にはない研究機関間の連携・ネットワーク化を促進することにより、学術の発展や研究の多様化に応じた柔軟な組織編成を通じた、異分野融合や新分野の創成、社会課題の解決等に資する活

	<p>形成」に向けて、大学の強みや特色を伸ばし、研究力や地域の中核としての機能を強化する上で必要な取組や支援策等に関する議論を実施。当該会議では、大学の研究力向上に向けた本質的な課題に関する問題提起や大学を中核とした好循環を生み出すための具体的な好事例の紹介など、活発に議論が行われるとともに、国際卓越研究大学法に基づく基本方針の策定や地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの拡充に向けて、機動的に検討を実施。</p>	<p>動を推進し、大学全体の研究力強化を一層加速する。【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WPIにおいてWPIプログラム委員会決定された3つのミッションの下、2023年度に整備する新規拠点も含めた国際頭脳循環のハブ拠点形成の計画的・継続的な推進等により、魅力ある研究拠点の形成や、学生・研究者等の国際研究ネットワークを構築する。【文】 ・引き続き、大学研究力強化委員会での議論を、我が国全体の大学の研究力の強化に活用。【文】
--	--	--

⑤ 国立研究開発法人の機能・財政基盤の強化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○国は、国立研究開発法人がその責務を果たし、研究開発成果の最大化に向けて、効果的かつ効率的に業務運営・マネジメントを行えるよう、各法人等の意見も踏まえつつ、運用事項の改善に努める。また、国立研究開発法人が、民間企業との共同研究の推進等、財政基盤の強化に取り組めるよう必要な取組を推進する。さらに、特定国立研究開発法人は、世界最高水準の研究開発成果を創出し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関としての役割を果たす。【<u>科技</u>、関係府省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や企業、研究機関の技術や設備・人材などのリソースをつなげ、技術を早期に社会実装していく際にハブとなる、公的研究機関や資金配分機関について、組織横断的な業務の一体化や、共同研究の活性化、人材の流動性促進のための方策を検討。 ・研究開発成果の最大化に向けて、効果的かつ効率的に業務運営・マネジメントを行えるよう、例えば、特例随意契約制度の導入を希望している国研について、ガバナンス強化等のための規定等の内容の確認を実施。 ・国立研究開発法人のイノベーション戦略会議を開催し、国立研究開発法人発のベンチャー創出に向けた課題や取組についてのディスカッション等を実施。 ・産総研において、民間資金獲得の推進に向けて、個々の研究者へのインセンティブとしての報奨金に関する規定を整備した。また、成果活用等支援法人を2023年4月に設立した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究機関や資金配分機関のニーズを踏まえつつ、組織横断的な業務の一体化や、共同研究の活性化、人材の流動性促進のための方策を2023年度内に具体化する。【<u>科技</u>、関係府省】 ・既存の制度における各法人の実績や意見を踏まえ、特例随意契約制度の対象法人の拡大など、運用事項の改善、民間企業との共同研究の推進、財政基盤の強化について検討。【<u>科技</u>、関係府省】 ・イノベーション・エコシステムの構築に向けて、国立研究開発法人が果たすべき役割等を議論するシンポジウムを開催。【<u>科技</u>、関係府省】 ・産総研において、民間資金獲得の推進に向けて、研究者グループへのインセンティブの仕組みを構築する。【<u>経</u>】